



平成23年1月13日
内閣府（防災担当）

「公共土木施設等に係る局地激甚災害指定基準の改正」について

近年、局地的豪雨が増える傾向にある中、過疎地域等財政規模の小さい市町村を中心に、局地的ではあるものの大きな被害が発生しています。

このような財政規模の小さな市町村は、一般的には財政力が弱く、現行の局激指定基準である、査定事業費の標準税収入割合が50%以下であっても重い負担となることが多いことから、指定基準を見直すこととなりました。

この度、本日付けで中央防災会議で基準の改正が決定されましたので、今後、新基準に基づき激甚災害の指定を行っていくこととなります。

I 見直しの内容

標準税収入が50億円以下の市町村において生じた、査定事業費2.5億円を超える災害について、査定事業費の標準税収入割合が20%を超える市町村を局地激甚災害の対象に追加する。

（※ 上記措置との均衡上、標準税収入50億円～100億円の市町村について、財政規模に応じて、20%超～50%超とする調整措置を設定）。

（参考）基準改正により、新たに局地激甚災害の対象となると見込まれる主な災害等

- 平成22年梅雨前線豪雨
岐阜県八百津町、広島県庄原市、山口県美祢市
- 平成22年台風第9号
静岡県小山町
- 平成22年奄美地方における豪雨
鹿児島県奄美市、瀬戸内町

II 今後のスケジュール

平成23年3月中旬

新基準に基づき、平成22年災害の局地激甚災害指定（いわゆる年度末局激）

本件問い合わせ先 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付
井上、宮崎、長瀬
03-5253-2111（代表、内線 51205・51210） 03-3501-5408（直通）

○局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正 昭和四十六年十月 十一日
同 五十六年十月 十四日
同 五十八年六月 十一日
平成 十二年三月二十四日
同 十九年二月二十七日
同 十九年四月 十九日
同 二十年七月 三日
同 二十一年三月 十日
同 二十三年一月 十三日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条及び第十三条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）
 - （イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）
 - （ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％を超える市町村
 - （ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇

億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村

- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五％を超える市町村が一以上ある災害

- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定

基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。

○ 局地激甚^{じん}災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）の一部改正新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

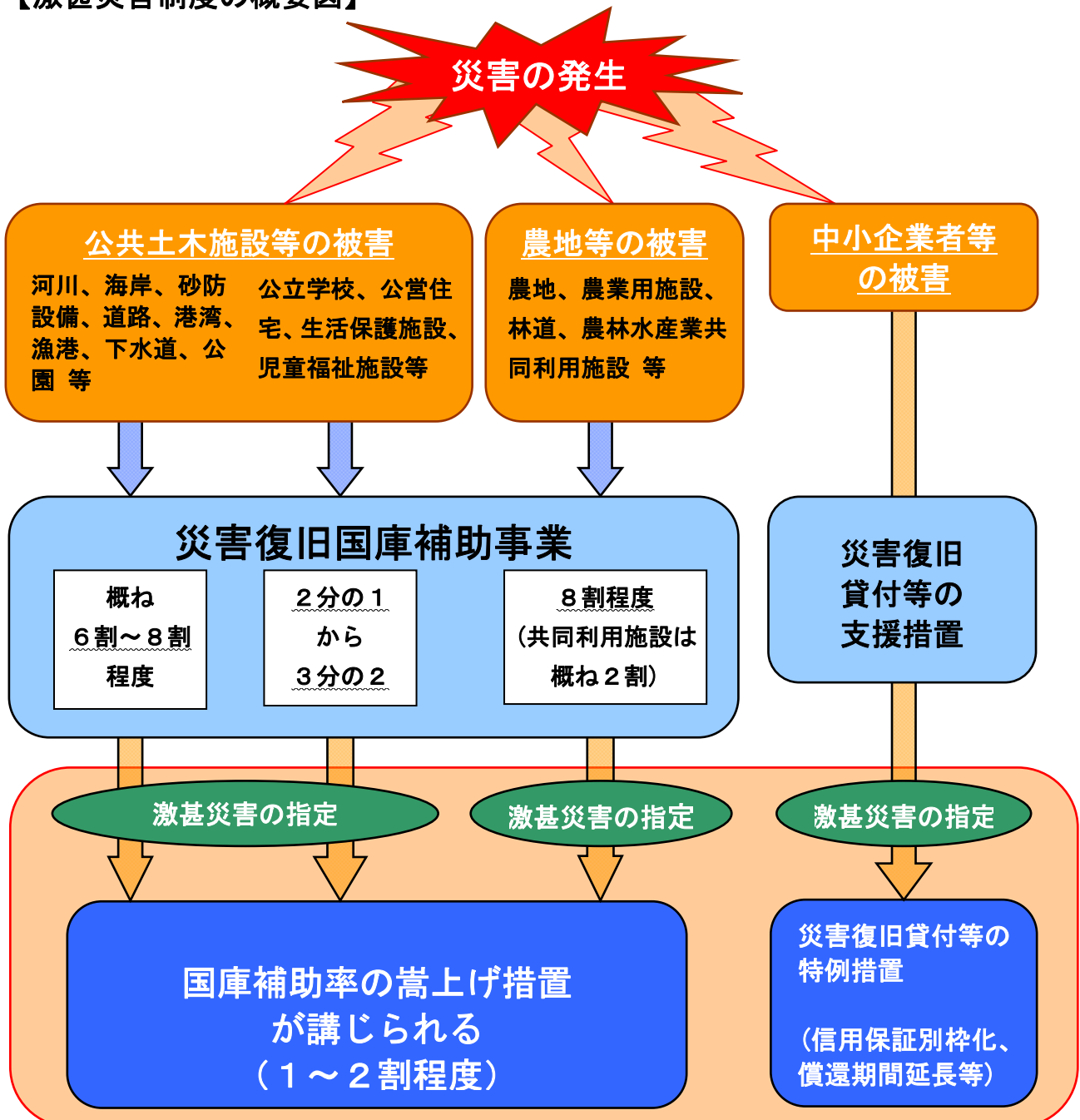
改 正 後	改 正 前
<p>(略)</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）</p> <p><u>(イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）</u></p> <p><u>(ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%を超える市町村</u></p> <p><u>(ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇%を加えた額を超える市町村</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。</p> <p>注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。<u>平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が<u>当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）</u>が一以上ある災害。<u>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満である場合を除く。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。</p> <p>注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。</p>

激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

【激甚災害制度の概要図】



激甚災害指定基準

(中央防災会議決定)

I 公共土木施設関係

(1) 本激A基準

全国の災害復旧事業費の <u>査定見込額</u>	>	全国の都道府県と市町村の標準税収入の合計	×0.5%
--------------------------	---	----------------------	-------

概ね 1,503 億円以上の査定見込額が必要 (30.1 兆円×0.5%)

(2) 本激B基準

全国の災害復旧事業費の <u>査定見込額</u>	>	全国の都道府県と市町村の標準税収入の合計	×0.2%
--------------------------	---	----------------------	-------

概ね 601 億円以上の査定見込額が必要 (30.1 兆円×0.2%)

かつ、以下のいずれかの基準を満たす都道府県があること

都道府県が負担する復旧事業費の <u>査定見込額</u>	>	当該都道府県の標準税収入	×25%
------------------------------	---	--------------	------

都道府県内の市町村が負担する復旧事業費の <u>査定見込額の合計</u>	>	当該都道府県内の市町村の標準税収入の合計	×5%
--------------------------------------	---	----------------------	-----

(3) 局激基準

① 年度末局激

○ 共通

市町村が負担する災害復旧事業等の <u>査定事業費</u> (1千万円以上)	>	当該市町村の標準税収入	×50%
---	---	-------------	------

(ただし、これに該当する市町村の当該査定事業費を合算した額が概ね 1 億円未満である場合を除く。)

○ 標準税収入 50 億円以下の市町村

市町村が負担する災害復旧事業等の <u>査定事業費</u> (2.5 億円超)	>	当該市町村の標準税収入	×20%
--	---	-------------	------

○ 標準税収入 50 億円を超え、100 億円以下の市町村

市町村が負担する災害復旧事業等の <u>査定事業費</u>	>	当該市町村の標準税収入	×20%	+	$\left[\begin{array}{l} \text{当該市町村の標準税収入} \\ - 50 \text{ 億円} \end{array} \right] \times 60\%$
-------------------------------	---	-------------	------	---	---

② 早期局激

①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

中央防災会議の組織について

中央防災会議（災害対策基本法第2章第1節）			
会長	内閣総理大臣		
委員 (25名以内)	防災担当大臣	指定公共機関の代表者 (総理任命)	学識経験者 (総理任命)
	その他の国務大臣 (全国務大臣を総理任命)	日本銀行総裁 白川 方明	東京大学名誉教授 阿部 勝征
		日本赤十字社社長 近衛 忠輝	新潟大学教授 田村 圭子
		NHK会長 福地 茂雄	全国知事会災害対策特別委員長(新潟県知事) 泉田 裕彦
		NTT社長 三浦 惺	日本消防協会理事 渡邊 茂治
専門調査会			
<ul style="list-style-type: none"> ●地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会(平成22年4月26日発足) ●災害時の避難に関する専門調査会(平成22年8月26日発足) 			
幹事会			
会長:内閣府大臣政務官 顧問:内閣危機管理監 副会長:内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長 幹事:各府省庁局長クラス			

内閣総理大臣、
防災担当大臣

← 諮問

→ 答申

→ 意見具申

【役割】

- 防災基本計画及び地震防災計画の作成及びその実施の推進
- 非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進
- 内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じたの防災に関する重要事項の審議
(防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等)等
- 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申